

## ラスカ茅ヶ崎ホール・会議室利用約款

### (総則)

第1条 株式会社 JR 横浜湘南シティクリエイイト（以下「甲」という。）は、ラスカ茅ヶ崎に設置したラスカ茅ヶ崎ホール（以下「ホール」という。）及びラスカ茅ヶ崎会議室（以下「会議室」といい、ホールと会議室を併せて「本施設」という。）を利用するお客さま（以下「乙」という。）が本施設のサービスを利用するうえでの取扱いルールを定め、以下のとおりラスカ茅ヶ崎ホール・会議室利用約款（以下「本約款」という。）を定める。

### (本施設)

第2条 本約款に基づき、乙が利用することができる甲の本施設は、次のとおりとする。

- ①ラスカ茅ヶ崎ホール
- ②ラスカ茅ヶ崎会議室

2 前項に定める本施設の利用形態は、別表1のとおりとする。

### (付帯設備)

第3条 本施設内に設置した付帯設備及びその利用料金は、別表2のとおりとする。

- 2 付帯設備の利用について、乙は事前に甲の定める利用申込書に必要事項を記入し、申し込みをしなくてはならない。
- 3 本施設の利用日が重複した場合は、利用申込書を先に提出予約した方が優先して付帯設備を利用できることとする。

### (利用の申込方法及び受付時間)

第4条 本施設の申し込みは、利用日の6か月前の1日より予約開始とする。ただし月の初日が甲の休店日の場合は、その翌日を受付の開始日とする。

- 2 本施設の申し込みは、甲の営業日とし、6階ホール・文化教室受付窓口又は電話（いずれもラスカ茅ヶ崎閉店30分前まで。）での受付とする。ただし、毎月1日の受付開始時間は、6階ホール・文化教室受付窓口が午前10時00分から、電話受付が午後1時00分からとする。
- 3 乙は、前項の利用において利用申込書の提出をもって本予約とする。
- 4 乙が、電話で申し込みをした場合は、仮予約とみなし、電話受付から2週間以内に利用申込書をホール・文化教室受付窓口へ提出又は、FAXで申し込みをしなければならない。甲は、乙から利用申込書を受理し本予約とする。
- 5 乙は、利用予定日の2ヶ月前の末日までに、ホールのセッティング内容・利用備品の打合せを甲と行わなくてはならない。
- 6 乙の仮予約は、2件までとする。
- 7 乙が未成年の場合は、保護者の承認を受けなくてはならない。

### (本施設の利用時間及び利用料)

第5条 本施設の利用料は、別表3のとおりとする。

- 2 ホールの利用時間及び利用料は、基本時間を3時間とし、以降1時間ごとに延長時間

及び料金が発生する。また会議室の利用時間及び利用料は 2 時間を最低利用時間とし、以降 1 時間ごとに利用料金が発生する。

- 3 本施設の利用時間はラスカ茅ヶ崎の営業時間内とする。
- 4 前項の利用時間には、会場の乙の準備・片付け等の整理整頓を含むものとする。
- 5 乙は利用時間を超過しての利用は出来ない。利用が認められた場合の延長料金を甲は、乙に請求することができる。
- 6 すべての利用料支払方法は原則現金当日払いとする。但し、乙が銀行振込を申し出た場合、甲が請求書を発行し、甲の指定する金融機関の口座へ請求書に記載する支払期限までに振込により支払わなければならない。この場合、支払期限が金融機関の休日に当たる場合は、前営業日を支払日とする。
- 7 振込手数料は、乙の負担とする。
- 8 乙の本施設の利用料に係る、JRE ポイント、駐車サービス及びラスカ茅ヶ崎で実施されるキャンペーン等は対象外とする。

(セッティング)

第 6 条 乙がホールを利用する場合に限り、甲にテーブル等のセッティング、及び片付けを依頼することができる。その際の取り扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は別表 4 の価格をホール利用料等と共に甲へ支払う。
- (2) 乙は、2 ヶ月前の末日までに甲指定のセッティング用紙を甲に提出の上、テーブル・椅子・セッティング利用備品の打合せ及び「音響・照明設備等付帯設備」の取扱方法の説明を甲から事前に受けること。
- (3) 前号の期日までにセッティングの打合せが出来ない場合は、乙がセッティング及び片付けを行うこととし、甲に依頼することは出来ない。

2 乙が会議室を利用する場合には、テーブル等のセッティング及び片付けを乙が行う。なお、利用後は利用前の状態に戻すこととする。

(利用料の改定)

第 7 条 甲は、その負担する公租公課及び建物管理費の増加、その他一般経済情勢の変動等により、第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項に定める各利用料を改定する必要が生じたときは、いつでも利用料を改定することができる。

(消費税)

第 8 条 乙は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めにより、課税対象となるものについては消費税を負担するものとし、その消費税相当額については乙の負担額に加算して甲に支払うものとする。

(利用の制限)

第 9 条 乙は、甲の休店日及び甲の指定した日に本施設を利用することができない。

2 乙は、甲が新型コロナウイルス感染拡大等、施設管理上やむを得ず本施設の利用制限を行う場合があることを予め承諾する。

(ホールの利用料の割引)

第 10 条 乙は、乙がラスカ茅ヶ崎で購入した食品又は飲食料品(酒類を含む。)をホールに持ち込み飲食する場合、利用料の 10%割引サービス(以下「割引サービス」という。)を受けることができる。ただし、割引サービスの対象となるのは、基本利用時間(3 時間)に係る利用料に限るものとし、乙は利用日の受付時に、合計 5,000 円(税込)以上の利用日当日の購入レシート、領収書等を甲に提示しなければならない。

2 乙は、次の各号に定めるホール利用料には割引サービスは適用されない。

- (1) 基本利用時間(3 時間)に係る延長利用料
- (2) 終日利用の場合の利用料
- (3) 付帯設備利用料及びセッティング料

(禁止事項)

第 11 条 乙は、本施設の利用にあたっては次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本施設の利用権を第三者に譲渡又は転貸すること
- (2) 販売(商品の販売に繋がる契約や展示販売・商品の試飲販売等含む)等の営利目的又は特定の政治、宗教活動及び反社会的活動を行うこと
- (3) 楽器演奏・合唱・カラオケ・コーラス・大声を張り上げ行為等の活動を行うこと
- (4) ホールにおいてラスカ茅ヶ崎以外の店舗で購入した食品又は飲食料品(酒類を含む。)を持ち込み、飲食を行うこと。
- (5) 会議室において食品又は飲食料品(酒類を含む)の持込み及び飲食を行うこと
- (6) 音漏れ、本施設外での受付、歓談及び一般のお客さま又は周辺店舗等への迷惑を及ぼす行為をすること
- (7) 甲の担当者より利用に関する注意喚起を受けたにもかかわらず利用を続けること
- (8) 利用申込書記載内容以外の利用をすること
- (9) 本施設・付帯設備等を汚損、破損させる恐れのある行為をすること
- (10) 本施設内で喫煙すること
- (11) 建物・本施設内の設備等への画鋸・ガムテープ等を利用して掲出すること
- (12) ホール利用中の天井からの壁仕切りの入れ替えを行わないこと
- (13) 甲の許可なく、本施設外に誘導・案内人を配置すること
- (14) その他、公序良俗に反する内容と甲が判断した利用内容

(遵守事項)

第 12 条 乙は、本施設利用にあたっては次の各号に定める事項について遵守しなくてはならない。

- (1) 乙は、利用時間を必ず遵守すること
- (2) 乙は、第 5 条第 3 項に定めるラスカ茅ヶ崎の営業終了時間まで本施設を利用する場合、営業終了時間までに本施設の使用(第 13 条に定める搬出、本施設内の片付け含む)を終了し、その 15 分後までに全員が退館すること

- (6) 本施設利用時間中は、利用申込書記載の責任者が必ず常駐すること
- (7) 乙は、会場受付・誘導・案内・貴重品の管理等の防犯対策を責任持って行うこと
- (8) 甲が事前に認めた持込備品等の管理は乙が行い、持込品の廃棄物等は乙が責任を持って持ち帰ること
- (9) 乙は、ラスカ館内への危険物、ペット又は他人へ危害を加える恐れのあるものを持ち込まないこと
- (10) 本施設利用前に非常口・避難通路・防災設備等を予め確認しておくこと
- (11) 乙は、本施設を利用するにあたって利用内容が官公庁等への届け出が必要な場合は乙自らが行き、許可書等の写しを提出すること

(搬出入)

第 13 条 乙は、本施設内に備品等の搬出入を行う場合は、事前に甲に申し出て、甲が指定する搬出入方法で行わなければならない。

- 2 搬出入は、ラスカ茅ヶ崎の営業時間内に乙自身で行うこと。
- 3 利用開始前の搬出入が必要な場合は、別途延長料金を甲に支払い、甲が定める作業届を提出し、甲の指示に従うこと。
- 4 ラスカ地下駐車場(高さ 2.2m以下)に入場できない車両では搬出入をしてはならない。
- 5 台車等を利用する搬入を伴う場合は、一般のお客さまエレベーターを利用しないこと。乙は、甲に事前に申し出て、甲が定める作業届を提出し、甲が指定する搬入方法で行わなければならない。
- 6 乙は、ラスカ地上駐車場を使用して長時間にわたって搬出入を行ってはならない。

(申し込みの取消し・キャンセル料)

第 14 条 乙は、利用予定日前に申し込みを取り消す場合は、甲に対し、利用予定日の 31 日前までに甲に連絡をしなければならない。

- 2 乙は、利用予定日から 31 日前までに取消しをする場合、別表 5 に定めるキャンセル料を支払わなければならない。
- 3 乙は、同月内に 2 件以上本予約(同日 2 カ所含)をしており、いずれかを利用予定日の 31 日前までにキャンセルした場合又は本施設の運営に著しく影響を及ぼす悪質な予約キャンセルと甲が判断した場合は、前項の定めに関わらず甲に利用料の 10%をキャンセル料として支払わなければならない。

(違反金)

第 15 条 乙が本約款に違反した場合、甲は乙に対し利用料金の 50%を違反金として請求することができる。

(遅延損害金)

第 16 条 乙が利用料及びその他甲に対する債務の支払を延滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第 17 条 乙の帰責事由により本施設及び付帯設備に損傷を与えた場合は、乙がその費用を負担しなければならない。

(通知義務)

第 18 条 乙は、利用時間を厳守するとともに利用開始時及び終了時に必ず 6 階ホール・文化教室受付窓口に申し出なければならない。

2 乙の利用時における付帯設備の破損・事故等が発生した場合、直ちに甲に申し出なければならない。

3 乙は、利用設備等に不具合がみられた場合、又はそのおそれがあると認められるときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(利用の即時停止)

第 19 条 甲は、乙又は乙の行為が次の各号の一に該当したときは、直ちに催告を要せずに乙の本施設の利用を停止することができる。

(1) 本約款の定めの一に違反したとき

(2) 甲の指示に従わないとき

(3) 乙の利用内容が利用申込書記載内容と異なるとき

(4) 乙の利用方法がラスカのお客さま及び近隣店舗の迷惑と甲が判断したとき

2 乙は、前項により本施設の利用を停止されたとき、利用料全額を甲に支払わなければならない。

3 甲が第 1 項各号の一に該当することにより本施設の利用を停止した場合は、乙に損害が生じたとしても、これを一切賠償する義務のないこととし、乙はこれを承諾する。

(本施設の明渡し)

第 20 条 乙は、次の各号の一に該当したときは、速やかに本施設を明け渡ししなければならない。

(1) 第 5 条に定める利用時間が終了したとき

(2) 第 14 条に定める申込取消しをしたとき

(3) 第 19 条に定める利用の即時停止条項の定めに抵触したとき

(4) 地震、津波、風水害、武力攻撃災害及び事故等が発生し、甲が一時避難及び待機の要請を茅ヶ崎市より受けたとき

(5) 天災地変等により甲が災害時帰宅困難者受入れを判断したとき

(6) 第 22 条に定める反社会的勢力に該当すると甲が判断したとき

(免責事項)

第 21 条 甲は、盗難・天災地変・その他甲の責めに帰さない乙の損害については、その責を負わない。

(反社会的勢力の排除)

第 22 条 乙（法人である場合には役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主

要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。)は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないことを確約する。なお、甲は、乙が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本施設の利用を停止することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本施設の利用を停止することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲が本条の規定により本施設の利用を停止した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また係る解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第23条 甲が本施設のサービス向上、トラブル解消のため、本施設の営業に関する一部を変更する場合は、甲は、予告なく本約款を変更できるものとする。

(附則)

本約款は、2024年4月1日施行する。

2024年6月1日改定

別表 1 (第 2 条第 2 項)

①ホールの利用形態

区分	坪数
全室	83 坪
半室 (A、B)	41 坪
3 分割 (a、b、c)	28 坪
2/3 利用 (a+b、b+c、a+c)	56 坪

②会議室の利用形態

区分	坪数
全室	13 坪

別表 2 (第 3 条第 1 項)

①ホールの付帯設備の種類及び料金 (税抜き)

設備名	料金
テーブル (1,800×450)	無料
椅子	無料
演台	無料
マイク・マイクスタンド	無料
スクリーン	無料
パーティション	無料
音響機器 (CD)	無料
ステージ台 (H200×W2,400×D1,200)	1,000 円/台

②会議室の付帯設備の種類及び料金 (税抜き)

設備名	料金
テーブル (1,800×450)	無料
椅子	無料

別表 3 (第 5 条第 1 項)

## ①ホール利用料 (税抜き)

区分	坪数	基本料金 (3 時間)	ラスカ茅ヶ崎購入 割引利用時	延長料金 1 時間	終日料金
全室	83 坪 275 m <sup>2</sup>	40,000 円	36,000 円	10,000 円	64,000 円
半室 (A、B)	41 坪 137 m <sup>2</sup>	22,000 円	19,800 円	6,000 円	35,000 円
3 分割	28 坪 92 m <sup>2</sup>	15,000 円	13,500 円	4,000 円	24,000 円
2/3 利用	56 坪 184 m <sup>2</sup>	30,000 円	27,000 円	8,000 円	48,000 円

## ②会議室利用料 (税抜き)

区分	坪数	基本料金 (2 時間)	延長料金 1 時間	終日料金
全室	13 坪 44 m <sup>2</sup>	6,000 円	2,000 円	14,000 円

別表 4 (第 6 条第 1 項) セッティング料 (税抜き)

ホールのみ (区分関係なし一律)	6,000 円
------------------	---------

別表 5 (第 13 条第 2 項) キャンセル料

申し込みの取消し	キャンセル料
利用日の 31 日前まで	0 円
利用日の 30 日前～前々日迄、同月内複数	利用料の 10%
利用日の前日、当日	利用料全額

以上